

住生活の安定の確保及び向上の促進に
関する施策の実施状況

～令和5年度～

令和6年8月

国土交通省

本資料は、住生活基本法（平成18年法律第61号）第21条第1項及び第2項に基づき、関係行政機関が令和4年度に実施した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その概要を住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定（全部変更））の構成に従って取りまとめたものである。

目 次

I 令和5年度に講じた施策の実施状況	4
1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現.....	5
2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の 形成と被災者の住まいの確保.....	10
3 子どもを産み育てやすい住まいの実現.....	15
4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミ ュニティの形成とまちづくり.....	21
5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備	26
6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストッ クの形成.....	28
7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進.....	36
8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展.....	38
9 その他分野横断的な施策.....	41
II 令和5年度に講じた主な連携施策	42
(参考) 令和6年度における主な新規施策	50

I 令和5年度に講じた施策の実施状況

目標	基本的な施策
<p>1 「新たな日常」や DX の進展等に対応した新しい住まい方の実現</p>	<p>1 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業にて、多様な働き方を支えるテレワーク拠点やグリーン・オープンスペースの整備を支援</p> <p>【令和 5 年度】 造成：累積 8 件（個別投資を推進）</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備の促進および建設工事費高騰の影響を受けた市街地再開発事業等を支援</p> <p>【令和 5 年度】 42 地区</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 2050 年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施</p> <p>【令和 5 年度】</p> <p>子どもエコすまい支援事業の交付決定状況（令和 6 年 3 月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築：133,745 戸 ・リフォーム：290,964 戸 ・合計：424,709 戸 <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施</p> <p>【令和 5 年度】 交付決定戸数：1,537 戸</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p>

<p>1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、快適な居住環境の創出、街なか居住の推進に資する事業を促進 【令和5年度】実施地区：37地区 【国土交通省】 ○ 公営住宅等における宅配ボックスの設置を推進 【国土交通省】 ○ 公的賃貸住宅の建替えや改修における生活支援施設や交流スペースを導入する取組みを推進 【令和5年度】 公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率※（令和5年度末時点）：34.7% ※ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250団地程度（令和12年））し、これにより設置される施設を含む。 【国土交通省】 ○ 空き家の移住者用住宅やコワーキングスペース等への活用等を支援 【国土交通省】 ○ 二地域居住等を推進するため、「全国二地域居住等促進協議会」（令和3年3月9日設立）を運営 【令和5年度】全国二地域居住等促進協議会 参加団体：753団体 【国土交通省】 ○ 地方公共団体の実施施策の事例収集を行い、地方公共団体向け二地域居住等施策推進ブックの反映を実施（※公表は、令和6年7月1日） 【国土交通省】 ○ 国土審議会推進部会移住・二地域居住等促進専門委員会を開催し、二地域居住等を促進するための講ずべき施策のあり方について検討し、中間とりまとめを公表 【国土交通省】
--	---

<p>1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家の利活用に関する施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げることにより、空き家増加の抑制を支援 【令和5年度】申請戸数：832戸（フラット35地域連携型の内数） 【国土交通省】 ○ 管理組合におけるマンションの長寿命化に資する計画策定等をサポートする取組みを支援 【令和5年度】マンション管理適正化・再生推進事業：採択3件 【令和5年度】マンションストック長寿命化等モデル事業：採択12件 【国土交通省】 ○ 民間賃貸住宅の計画的な維持管理を促進するため、賃貸人等を対象とした計画修繕の普及啓発に係る講習会を開催。また、賃貸住宅管理業者向けの計画修繕ガイドブックや、共同住宅における子育てに伴う生活音について入居者同士の理解や配慮を促すためのチラシを作成し、国土交通省ホームページへの掲載等を通じて周知 【国土交通省】 ○ 共同住宅（分譲マンション及び賃貸住宅）を対象に、子どもの安全・安心の確保に資する住宅の新築・改修の取り組みや、子育て期の親同士の交流機会の創出に資する居住者間のつながりや交流を生み出す取り組みに対して支援 【国土交通省】 ○ 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づき、国土交通大臣の指定を受けた住宅紛争処理支援センターにおいて、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を実施 【令和5年度】住宅紛争処理の申請件数 153件（評価住宅の件数も含む） 【国土交通省】
--	---

<p>1 「新たな日常」や DX の進展等に対応した新しい住まい方の実現</p>	<p>2 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスの DX、住宅の生産・管理プロセスの DX の推進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産取引における書面の電磁的方法による提供を可能とする「宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）」改正（令和 4 年）等を踏まえ、令和 5 年 12 月に開催した社会資本整備審議会産業分科会不動産部会において不動産分野における DX の推進について議論するなど、不動産取引のオンライン化に係るさらなる環境整備に向け、検討を実施 <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> ○ （一財）住宅生産団体連合会の「DX 推進計画策定ガイドライン」に基づき、住宅事業者における DX 推進計画の策定を推進 <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> ○ 不動産取引に必要な情報を集約・提供する取組として、各種不動産関連データの活用に向け、必要な検討・公表を実施 <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> ○ マンション管理におけるさらなる DX の推進のために必要なマンション標準管理規約の改正について検討を実施 <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> ○ 住宅・建築分野における生産性向上に向けて、住宅・建築物の設計・施工・維持管理等に係る生産性向上に資する新技術・サービスの開発・実証等の取組に対して支援を実施 <p>【令和 5 年度】</p> <p>住宅生産技術イノベーション促進事業の補助実績：6 件 <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> </p> ○ 建築 BIM の社会実装に向けたロードマップに基づき、施策の検討を進め、BIM の活用が進んでいない中小事業者等が建築 BIM を活用する建築プロジェクトについて支援する「建築 BIM 加速化事業」を実施 <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p>
--	--

<p>1 「新たな日常」や DX の進展等に対応した新しい住まい方の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ UR 賃貸住宅の建替等実プロジェクトにおける BIM 活用の試行実施を継続 【国土交通省】 ○ 集合住宅の新築設計に関する BIM 活用ガイドラインの策定及び BIM データ類を公開 【国土交通省】 ○ UR 賃貸住宅の保全に関する BIM 活用ガイドラインの整備を推進 【国土交通省】
--	---

<p>2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p>	<p>1 安全な住宅・住宅地の形成</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を把握し周知（一級河川・二級河川） 【令和5年度】把握・周知した一級河川・二級河川数：約 9,000 【国土交通省】</p> <p>○ 最大クラスの高潮に対応した浸水想定区域図の作成を推進。 【令和5年度】高潮浸水想定区域を指定している都道府県数：17 都道府県 【国土交通省】</p> <p>○ 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図の作成及びハザードマップの作成の推進 【令和5年度】 最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数：8 月中更新予定 【国土交通省】</p> <p>○ 不動産取引時の重要事項説明の対象項目として、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき作成された水害ハザードマップにおける取引対象物件の所在地を追加し、不動産売買等の契約締結前における水害リスクの説明を義務化したことを踏まえ、重要事項説明における各法令に基づく制限等をまとめたWebページにおいて、水防法に基づく制限の概要を公開 【国土交通省】</p> <p>○ 土砂災害を対象としたハード・ソフトの施策を組み合わせ災害に強い地域づくり、及びハザードエリアからの居住移転を推進 【令和5年度】約 56,000 箇所 【国土交通省】</p> <p>○ 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制などを目的とした開発許可制度の見直しが令和4年度に施行されたことを踏まえ、制度の運用が円滑に行われるよう地方公共団体が参画する担当者会議の場等において引き続き助言・周知等を実施 【国土交通省】</p>
---	---

<p>2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 立地適正化計画に基づく防災まちづくりの推進を図るため、集約都市形成支援事業等の支援策を実施 【令和5年度】防災指針作成都市：291 【国土交通省】 ○ 災害危険区域等建築物防災改修等事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）による支援 【国土交通省】 ○ 災害危険区域の指定にあたり参考となる事例や支援事業等を周知するなど、地方公共団体による災害危険区域の指定を促進 【国土交通省】 ○ がけ地近接等危険住宅移転事業（住宅・建築物安全ストック形成事業）による支援 【令和5年度】除却：34戸、建物助成：14戸 【国土交通省】 ○ 災害時拠点強靱化緊急促進事業により、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進 【令和5年度】8地区 【国土交通省】 ○ 水害時における避難者の受入のために付加的に必要な受入関連施設の整備に対して支援 【令和5年度】3施設 【国土交通省】 ○ サービス付き高齢者向け住宅の整備費補助において災害時利用に関する要件を設けることで非常時の避難体制の整備を促進 【国土交通省】 ○ 災害リスクの高い区域等における公営住宅の立地抑制や移転誘導を推進 【国土交通省】
---	--

<p>2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害リスクの高い区域等から移転し、セーフティネット登録住宅への住替えを推進 【国土交通省】 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引下げを通じて、耐震、断熱・省エネルギー、耐久性等に優れた住宅の取得を促進 【令和5年度】申請戸数：30,022戸 【国土交通省】 ○ 老朽化した公営住宅等の建替による防災・減災対策の推進 【国土交通省】 ○ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修等を促進 【令和5年度】耐震診断：約29,000戸、耐震改修：約8,300戸 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施 【令和5年度】交付決定戸数：1,537戸 【国土交通省】 ○ 2050年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施 【令和5年度】 こどもエコすまいる支援事業の交付決定状況（令和6年3月末時点） ・新築：133,745戸 ・リフォーム：290,964戸 ・合計：424,709戸 【国土交通省】
---	---

<p>2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画の策定や改定、既存不適格建築物への耐震改修等に関する指導等に関し、地方公共団体の取組を促進 【令和5年度】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,719市区町村 【国土交通省】 ○ 一定の要件を満たす住宅の耐震改修工事を実施した場合の所得税の控除及び固定資産税の減額措置等を実施 【国土交通省】 ○ 道路の防災性の向上、安全性・快適性の確保、良好な景観の形成の観点から無電柱化を推進 【令和5年度】 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率：45% 【国土交通省】 ○ 都市防災総合推進事業により、避難路・避難施設の整備や沿道建築物の不燃化、住民の防災活動への支援等を推進 【国土交通省】 ○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進 【令和5年度】321地区 【国土交通省】 ○ 狭あい道路整備等促進事業により、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備を促進 【令和5年度】297自治体 【国土交通省】 ○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における密集市街地の整備・改善を推進 【令和5年度】実施地区：122地区 【国土交通省】
---	---

<p>2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保</p>	<p>○ 高齢化の著しい密集市街地において、防災対策の推進とあわせ、多様な世帯の居住促進を図るため、子育て支援施設・福祉施設等の生活支援機能等の整備を進めるなど、密集市街地における総合的な環境整備を推進 【令和5年度】実施地区：18地区 【国土交通省】</p> <p>○ 建築物への権利変換による土地・建物の共同化、個別の土地への権利変換を認める事業手法を用いながら、密集市街地の整備を推進（防災街区整備事業） 【令和5年度】実施地区：3地区 【国土交通省】</p> <p>2 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 被災者の住まいの早急な確保のため、賃貸住宅関係団体に対し、災害救助法に基づく賃貸型応急住宅の提供に関する協力を要請 【国土交通省】</p> <p>○ 公営住宅を活用した被災者の一時的な住まいの確保を推進 【国土交通省】</p> <p>○ 被災者の住まいの早急な確保のため、住宅生産関係団体に対し、災害救助法に基づく建設型応急住宅の提供に向け協力を要請 【国土交通省】</p> <p>○ 被災者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅を活用した被災者の住まいの確保を推進 【国土交通省】</p>
---	---

<p>3 子どもを産み育てやすい住まいの実現</p>	<p>1 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 2050年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施</p> <p>【令和5年度】</p> <p>こどもエコすまい支援事業の交付決定状況(令和6年3月末時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築: 133,745戸 ・リフォーム: 290,964戸 ・合計: 424,709戸 <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施</p> <p>【令和5年度】 交付決定戸数: 1,537戸</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げる「フラット35地域連携型」を実施</p> <p>【令和5年度】 申請戸数: 832戸(フラット35地域連携型の内数)</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 子育て世帯または若年夫婦世帯である場合に、子どもの人数等に応じてフラット35の金利を引き下げる「フラット35子育てプラス」を実施</p> <p>【令和5年度】 申請戸数: 2,243戸(令和6年2月13日より開始)</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 住宅ローン減税や住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置等の税制措置を実施</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p>
----------------------------	--

<p>3 子どもを産み育てやすい住まいの実現</p>	<p>○ 賃貸住宅管理業者及び特定転貸事業者へ立入検査を実施し、賃貸住宅管理業法の遵守状況について検査を行い、必要に応じて是正指導を実施。また、令和3年6月に施行された賃貸住宅管理業登録制度について、その適切な運用を通じて賃貸住宅管理業の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の適正化を促進</p> <p>【令和5年度】 立入検査数：179社（うち106社に是正指導） 登録件数：9,482件（令和4年度から増：539件）</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 長期優良住宅法に基づき、長期優良住宅の普及を促進</p> <p>【令和5年度】長期優良住宅建築等計画の認定実績 新築：1,590,648戸、増改築：1,762戸</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 改正長期優良住宅法（令和3年5月公布）に基づき、認定基準の見直しを実施</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 民間賃貸住宅の計画的な維持管理を促進するため、賃貸人等を対象とした計画修繕の普及啓発に係る講習会を開催。また、賃貸住宅管理業者向けの計画修繕ガイドブックや、共同住宅における子育てに伴う生活音について入居者同士の理解や配慮を促すためのチラシを作成し、国土交通省ホームページへの掲載等を通じて周知</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成</p> <p>【令和5年度】 形成団地数：10団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR賃貸住宅団地）</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p>
----------------------------	--

<p>3 子どもを産み育てやすい住まいの実現</p>	<p>○ 改正建築物省エネ法（令和4年6月公布）にもとづく、分譲マンションの住宅トップランナー制度の対象への追加により、住宅の省エネ性能の向上を促進</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ ライフサイクルを通じてCO₂の収支をマイナスにするLCCM住宅（ライフサイクルカーボンマイナス住宅）への支援を実施</p> <p>【令和5年度】補助実績：227戸</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 公的賃貸住宅等の建替えや改修における生活支援施設や交流スペースを導入する取組みを推進</p> <p>【令和5年度】</p> <p>公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率※（令和5年度末時点）：34.7%</p> <p>※ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250団地程度（令和12年））し、これにより設置される施設を含む。</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>2 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 老朽ストック活用リノベーション等推進型まちづくりファンド支援事業にて、多様な働き方を支えるテレワーク拠点やグリーン・オープンスペースの整備を支援</p> <p>【令和5年度】造成：累積8件（個別投資を推進）</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成</p> <p>【令和5年度】</p> <p>形成団地数：10団地（大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR賃貸住宅団地）</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p>
----------------------------	---

<p>3 子どもを産み育てやすい住まいの実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 改正マンション建替円滑化法（令和2年6月公布）に伴う税制による支援の実施 【国土交通省】 ○ 改正マンション建替円滑化法（令和2年6月公布）に基づく建替等事業（マンション建替、マンション敷地売却、敷地分割）の促進 【令和5年度】マンションストック長寿命化等モデル事業：採択2件 【国土交通省】 ○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進 【令和5年度】67地区（地域生活拠点型再開発事業12地区含む） 【国土交通省】 ○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進 【令和5年度】50地区（地域生活拠点型再開発事業6地区含む） 【国土交通省】 ○ 地域生活拠点型再開発事業により、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業等に対する支援を実施 【令和5年度】18地区 【国土交通省】 ○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備の促進および建設工事費高騰の影響を受けた市街地再開発事業等を支援 【令和5年度】42地区 【国土交通省】 ○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、快適な居住環境の創出、街なか居住の推進に資する事業を促進 【令和5年度】実施地区：37地区 【国土交通省】
----------------------------	---

<p>3 子どもを産み育てやすい住まいの実現</p>	<p>○ 公的賃貸住宅等の建替えや改修における生活支援施設や交流スペースを導入する取組みを推進</p> <p>【令和5年度】</p> <p>公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率※（令和5年度末時点）：34.7%</p> <p>※ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250団地程度（令和12年））し、これにより設置される施設を含む。</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ セーフティネット登録住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定のために必要な改修の推進</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に併設する子育て支援施設を改修費補助の対象とすることで子育て支援機能の充実を促進</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 誰もが安心して暮らせる住環境整備の先導的な取組に対する補助において、子育て世帯への支援の充実を促進</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 空き家の地域の交流施設等への活用等を支援</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進</p> <p>【令和5年度】321地区</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 景観法の制度概要や運用の実態について、セミナーやHPを通じて情報提供するなど、景観法の普及啓発活動を促進</p> <p>【令和5年度】</p> <p>景観計画策定団体数：816団体、景観地区数：57地区、景観協定数：149件</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p>
----------------------------	--

<p>3 子どもを産み育てやすい住まいの実現</p>	<p>○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進</p> <p>【令和5年度】実施地区：179地区</p> <p>【国土交通省】</p>
----------------------------	---

<p>4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p>	<p>1 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 住宅金融支援機構において、民間金融機関によるリバースモーゲージ型住宅ローンに対して、住宅融資保険の付保等を実施 【令和5年度】リ・バース60付保申請件数：1,626件 【国土交通省】</p> <p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引下げを通じて、耐震、断熱・省エネルギー、耐久性等に優れた住宅の取得を促進 【令和5年度】申請戸数：30,022戸 【国土交通省】</p> <p>○ 改正建築物省エネ法（令和元年5月公布）にもとづく、建築士から建築主への説明義務制度の実施により、住宅の省エネ性能の向上を促進 【国土交通省】</p> <p>○ 2050年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施 【令和5年度】 こどもエコすまい支援事業の交付決定状況（令和6年3月末時点） ・新築：133,745戸 ・リフォーム：290,964戸 ・合計：424,709戸 【国土交通省】</p> <p>○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施 【令和5年度】交付決定戸数：1,537戸 【国土交通省】</p>
---	--

<p>4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一定の要件を満たす住宅のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事を実施した場合の所得税の控除及び固定資産税の減額措置等を実施 【国土交通省】 ○ 高齢者が安全に住み続けられるための多様な住環境のニーズに応える住宅として「健康寿命サポート住宅」の供給を実施 【令和5年度】「健康寿命サポート住宅」の供給戸数：1,207戸 【国土交通省】 ○ セーフティネット登録住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定のために必要な改修の推進 【国土交通省】 ○ 公営住宅等の建替えや改修における、バリアフリー対策や省エネ化の取組みを推進 【国土交通省】 ○ 高齢期の住まいの選択に係る総合相談、「高齢期の健康で快適な暮らしのための住まいの改修ガイドライン」の策定及び周知 【国土交通省】 ○ IoT技術等を活用した次世代住宅の普及を促進するため、実用化に向けた課題、効果等の実証を行うプロジェクトに対して支援を実施 【令和5年度】 サステナブル建築物等先導事業（次世代住宅型）の補助実績：2件 住まい環境整備モデル事業（次世代住宅型）の補助実績：5件 【国土交通省】
---	---

<p>4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p>	<p>2 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成</p> <p>【令和5年度】 形成団地数：10 団地（大都市圏のおおむね1,000 戸以上のUR賃貸住宅団地） 【国土交通省】</p> <p>○ 改正マンション建替円滑化法（令和2年6月公布）に伴う税制による支援の実施 【国土交通省】</p> <p>○ 改正マンション建替円滑化法（令和2年6月公布）に基づく建替等事業（マンション建替、マンション敷地売却、敷地分割）の促進。 【令和5年度】マンションストック長寿命化等モデル事業：採択2件 【国土交通省】</p> <p>○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進 【令和5年度】67 地区（地域生活拠点型再開発事業12 地区含む） 【国土交通省】</p> <p>○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進 【令和5年度】50 地区（地域生活拠点型再開発事業6 地区含む） 【国土交通省】</p> <p>○ 地域生活拠点型再開発事業により、子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業等に対する支援を実施 【令和5年度】18 地区 【国土交通省】</p>
---	--

<p>4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備の促進および建設工事費高騰の影響を受けた市街地再開発事業等を支援 【令和5年度】42地区 【国土交通省】 ○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、快適な居住環境の創出、街なか居住の推進に資する事業を促進 【令和5年度】実施地区：37地区 【国土交通省】 ○ 公的賃貸住宅等の建替えや改修における生活支援施設や交流スペースを導入する取組みを推進 【令和5年度】 公的賃貸住宅団地（100戸以上）における地域拠点施設併設率※（令和5年度末時点）：34.7% ※ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯の支援に資する施設。UR団地においては、地域の医療福祉拠点化を推進（250団地程度（令和12年））し、これにより設置される施設を含む。 【国土交通省】 ○ 近居を希望する高齢者世帯・子育て世帯等とその支援世帯に対し、UR賃貸住宅への入居に係る家賃減額を実施。 【令和5年度】近居促進制度による新規契約件数：6,969件 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施 【令和5年度】交付決定戸数：1,537戸 【国土交通省】 ○ 一定の要件を満たす住宅の多世帯同居対応改修工事を実施した場合の所得税の控除を実施 【国土交通省】
---	--

<p>4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資材供給、設計、施工などの連携体制による、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅（ZEH等）の整備等に対する支援を実施（三世代同居加算あり） 【国土交通省】 ○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進 【令和5年度】実施地区：179地区 【国土交通省】 ○ 景観法の制度概要や運用の実態について、セミナーやHPを通じて情報提供するなど、景観法の普及啓発活動を促進。 【令和5年度】 景観計画策定団体数：816団体、景観地区数：57地区、景観協定数：149件 【国土交通省】
---	---

<p>5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備</p>	<p>1 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保</p> <p>（施策の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 既設の公営住宅について、計画的な改善・更新を総合的に推進することにより、公営住宅ストックの居住水準の向上と活用を推進 【国土交通省】 ○ 公営住宅における PPP/PFI 手法の導入を推進 【国土交通省】 ○ セーフティネット登録住宅について、改修や家賃低廉化支援の活用を推進 【国土交通省】 ○ 国の直接補助において改修整備費を補助することにより、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の供給促進 【令和 5 年度】住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の改修事業：19 件 95 戸 【国土交通省】 ○ 自立生活援助を実施 【令和 5 年度】自立生活援助：279 事業所（令和 6 年 3 月国保連データ） 【厚生労働省】 ○ UR賃貸住宅団地において、地方公共団体と連携し、団地の環境整備等による生活環境の向上と合わせて地域に必要な医療、介護サービスが提供されるよう、施設を誘致する等により地域の医療福祉拠点を形成 【令和 5 年度】 形成団地数：10 団地（大都市圏のおおむね 1,000 戸以上の UR 賃貸住宅団地） 【国土交通省】 ○ 高齢者が安全に住み続けられるための多様な住環境のニーズに応える住宅として「健康寿命サポート住宅」の供給を実施 【令和 5 年度】「健康寿命サポート住宅」の供給戸数：1,207 戸 【国土交通省】
---	--

<p>5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備</p>	<p>2 福祉政策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 住居確保給付金の実施</p> <p>※ 令和5年4月より、コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行った。</p> <p>【令和5年度】新規決定件数：9,280件（速報値）</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省】</p> <p>○ 住まいに困窮している方への居住支援の実施（一時生活支援事業のうちの地域居住支援事業）</p> <p>※ 令和5年10月より、これまで一時生活支援事業のうちのシェルター事業の実施が前提であった地域居住支援事業を単独実施可能とする運用の見直しを行った。</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省】</p> <p>○ 自立生活援助を実施</p> <p>【令和5年度】自立生活援助：279事業所（令和6年3月国保連データ）</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省】</p> <p>○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の中に、「住まいの確保や居住支援に係る事業（※）」をメニュー化（平成29年～）</p> <p>※令和5年度にメニュー名を変更（内容に変更は無し）</p> <p style="text-align: right;">【厚生労働省】</p> <p>○ 賃借人死亡時の賃貸借契約の解除と残置物の処理を内容とする契約条項について、セミナー等を通じた周知やモデル的な取組に対する支援を実施</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 賃貸住宅における外国人の入居円滑化のためのガイドライン等について、セミナー等を通じて周知を実施</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p>
---	---

<p>6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>	<p>1 ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 長期優良住宅法に基づき、長期優良住宅の普及を促進 【令和5年度】長期優良住宅建築等計画の認定実績 新築：1,590,648戸、増改築：1,762戸 【国土交通省】</p> <p>○ 改正長期優良住宅法（令和3年5月公布）に基づき、認定基準の見直しを実施 【国土交通省】</p> <p>○ 耐震性があり、インスペクション（建物状況調査等）が行われた住宅であって、リフォーム等について情報提供が行われる既存住宅に対し、事業者に標章の使用を許諾することで既存住宅流通を促進 【令和5年度】安心R住宅調査報告書の提出件数：2,092件 【国土交通省】</p> <p>○ 住宅瑕疵担保履行法に基づき、国土交通大臣の指定を受けた住宅紛争処理支援センターにおいて、住宅瑕疵担保責任保険契約に係る新築住宅に関する紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を実施 【令和5年度】住宅紛争処理の申請件数：153件（評価住宅の件数も含む） 【国土交通省】</p> <p>○ 既存住宅の質の向上や瑕疵の発生防止等を図るため、住宅瑕疵情報、履歴情報等住宅に係る情報を収集・分析するためのデータベースの活用について検討 【国土交通省】</p> <p>○ 住宅金融支援機構において、民間金融機関によるリバースモーゲージ型住宅ローンに対して、住宅融資保険の付保等を実施 【令和5年度】リ・バース60付保申請件数：1,626件 【国土交通省】</p>
--	---

<p>6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>	<p>○ 住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の仕組みを一体的に開発・普及等する取組に対する支援を行うことにより、良質な住宅ストックが適正に評価される市場の好循環を促進 【令和5年度】補助事業数：21事業 【国土交通省】</p> <p>○ 健全なリースバックの普及、リバースモーゲージや残価設定ローン等の多様な金融手法の活用を進め、住宅の資産価値の合理化・明確化を推進 【国土交通省】</p> <p>2 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建て替え・マンション敷地売却）の円滑化</p> <p>（施策の実施状況）</p> <p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引下げを通じて、耐震、断熱・省エネルギー、耐久性等に優れた住宅の取得を促進 【令和5年度】申請戸数：30,022戸 【国土交通省】</p> <p>○ 防災・省エネまちづくり緊急促進事業により、省エネルギー性能等に優れた施設建築物等の整備の促進および建設工事費高騰の影響を受けた市街地再開発事業等を支援 【令和5年度】42地区 【国土交通省】</p> <p>○ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修等を促進 【令和5年度】耐震診断：約29,000戸、耐震改修：約8,300戸 【国土交通省】</p>
--	---

<p>6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>	<p>○ 2050年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施</p> <p>【令和5年度】 こどもエコすまい支援事業の交付決定状況（令和6年3月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築：133,745戸 ・リフォーム：290,964戸 ・合計：424,709戸 <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施</p> <p>【令和5年度】 交付決定戸数：1,537戸</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 一定の要件を満たす住宅の改修工事を実施した場合の所得税の控除及び固定資産税の減額措置等を実施</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画の策定や改定、既存不適格建築物への耐震改修等に関する指導等に関し、地方公共団体の取組を促進</p> <p>【令和5年度】 耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,719市区町村</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ セーフティネット登録住宅について、住宅確保要配慮者の居住の安定のために必要な改修の推進</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 既設の公営住宅等について、計画的な改善・更新を総合的に推進することにより、公営住宅ストック等の居住水準の向上と活用を推進</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p>
--	---

<p>6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新 【国土交通省】 ○ 適切な修繕積立金の確保や長寿命化に資する大規模修繕工事の実施に向けた管理組合の合意形成を促進 【令和5年度】マンション長寿命化促進税制の申告実績（推計）：3,653件 【国土交通省】 ○ マンション管理適正化推進計画の作成の促進のため、地方公共団体が行うマンション管理の実態調査にかかる支援等を実施 【令和5年度】マンション管理適正化・再生推進事業：採択16件 【国土交通省】 ○ マンションの管理適正化や長寿命化を推進するため、地方公共団体による管理計画認定制度を推進 【令和5年度】管理計画認定制度の認定実績：631件 【国土交通省】 ○ 長期優良住宅法に基づき、長期優良住宅の普及を促進 【令和5年度】長期優良住宅建築等計画の認定実績 新築：1,590,648戸、増改築：1,762戸 【国土交通省】 ○ 改正長期優良住宅法（令和3年5月公布）に基づき、認定基準の見直しを実施 【国土交通省】
--	---

<p>6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>	<p>3 世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅（ZEH）の導入を支援</p> <p>【令和4年度】国土交通省所管：43,081戸</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ より省エネルギー性能の高い住宅の建築を促進するため、「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく低炭素認定住宅等の普及を促進</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 2050年カーボンニュートラルの実現のため、子育て世帯や若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して補助を実施</p> <p>【令和5年度】</p> <p>こどもエコすまいる支援事業の交付決定状況（令和6年3月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新築：133,745戸 ・リフォーム：290,964戸 ・合計：424,709戸 <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 長期優良住宅化リフォーム推進事業により、耐震性や耐久性、省エネルギー性能等に優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、災害時の防災性・レジリエンス性の向上や、三世帯同居など複数世帯の同居がしやすい環境、若者・子育て世帯が子育てしやすい環境の整備を実施</p> <p>【令和5年度】交付決定戸数：1,537戸</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p> <p>○ 一定の基準に適合する認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅に係る所得税等の特例措置等を実施</p> <p style="text-align: right;">【国土交通省】</p>
--	--

<p>6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>	<p>○ 長期優良住宅法に基づき、長期優良住宅の普及を促進 【令和5年度】長期優良住宅建築等計画の認定実績 新築：1,590,648戸、増改築：1,762戸 【国土交通省】</p> <p>○ 改正長期優良住宅法（令和3年5月公布）に基づき、認定基準の見直しを実施 【国土交通省】</p> <p>○ 将来のさらなる普及に向けて供給すべき ZEH の導入を支援 【令和5年度】 ・戸建住宅（経済産業省次世代 ZEH+事業）：1,258戸 ・集合住宅（経済産業省超高層 ZEH-M）：10棟 【経済産業省】</p> <p>○ ZEH・ZEH+基準を満たす新築戸建住宅に対する定額補助 【令和5年度】交付決定：6,901戸 【環境省】</p> <p>○ 既存住宅の所有者等による断熱性能の優れた断熱材や窓等を用いた断熱改修に要した経費の一部を支援 【令和5年度】経済産業省所管：228戸 環境省所管：6,385戸 【経済産業省・環境省】</p> <p>○ 高い断熱性能を持つ窓への改修に対する補助 【令和5年度】経済産業省所管：203,365戸 環境省所管：40,301戸 【経済産業省・環境省】</p> <p>○ 消費者等に対し、家庭でのエネルギー消費量を削減するために必要な高効率給湯器（ヒートポンプ給湯機、ハイブリッド給湯機、家庭用燃料電池）の導入に係る費用を補助 【令和5年度】高効率給湯器の導入台数：108,635台 【経済産業省】</p>
--	---

<p>6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用したフラット35Sにより、融資金利の引下げを通じて、耐震、断熱・省エネルギー、耐久性等に優れた住宅の取得を促進 【令和5年度】申請戸数：30,022戸 【国土交通省】 ○ V2Hの設置をZEH+基準の選択要件に設定 【環境省】 ○ V2Hの設置をZEH-M住宅への追加補助対象 【環境省】 ○ 建築物への木材利用によるカーボンニュートラルへの貢献等の効果の評価項目・方法を整理したガイダンス（「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」）を新たに策定するとともに、CLT等を活用した建築物の施工ノウハウ等を蓄積するため、実証建築に必要な設計・建設費等に対して支援 【令和5年度】 ・実施件数272件（うちCLTの実証に係る件数39件） ・建築用材等における国産材利用量1,785万m³（令和4年全国値） 【農林水産省】 ○ 資材供給、設計、施工などの連携体制による、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅（ZEH等）の整備等に対する支援を実施 【国土交通省】 ○ 環境・ストック活用推進事業により、木造化に係る住宅・建築物の建築技術等に係るリーディングプロジェクトを広く公募し、支援 【令和5年度】サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）採択件数：2件 【国土交通省】 ○ 中高層の木造建築物の設計に取り組みたいという設計者の技術力向上を図るため、設計支援情報を集約一元化して提供するとともに、設計者を育成する取組に対して支援 【国土交通省】
--	---

<p>6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトを広く公募し、支援 【令和5年度】優良木造建築物等整備推進事業採択件数：24件 【国土交通省】 ○ ライフサイクルを通じてCO₂の収支をマイナスにするLCCM住宅（ライフサイクルカーボンマイナス住宅）への支援を実施 【令和5年度】補助実績：227戸 【国土交通省】 ○ 住宅事業者が供給する住宅の省エネ性能を住宅トップランナー制度等により把握しているほか、省エネ性能表示の実績を「建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）」等により把握・公表 【国土交通省】 ○ 一定の基準に適合する認定低炭素住宅及び認定長期優良住宅に係る所得税、登録免許税等の特例措置等を実施 【国土交通省】
--	--

<p>7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進</p>	<p>1 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地に関する最も基礎的な情報を整備するための地籍整備を促進 【令和5年度】地籍が明確化された土地の面積：692 km² 【国土交通省】 ○ 管理不全空家や特定空家等の除却等を支援 【国土交通省】 ○ 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等を含む、民間事業者等の空き家対策のモデル的な取組を支援 【国土交通省】 ○ 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を支援 【国土交通省】 <p>2 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二地域居住等を推進するため、「全国二地域居住等促進協議会」（令和3年3月9日設立）を運営 【令和5年度】参加団体：753 団体 【国土交通省】 ○ 地方公共団体の実施施策の事例収集を行い、地方公共団体向け二地域居住等施策推進ブックの反映を実施（※公表は、令和6年7月1日） 【国土交通省】 ○ 国土審議会推進部会移住・二地域居住等促進専門委員会を開催し、二地域居住等を促進するための講ずべき施策のあり方について検討し、中間とりまとめを公表 【国土交通省】
---------------------------------------	--

<p>7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できるようにする「全国版空き家・空き地バンク」を構築し、平成30年4月より本格運用を開始 【令和5年度】参加自治体数：1,044自治体 【国土交通省】 ○ 空き家の除却や除却後の跡地活用、空き家の活用を支援 【国土交通省】 ○ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定円滑化、普及・定着等に向けたモデル調査を実施 【令和5年度】14団体 【国土交通省】 ○ 空き家等に関連する新たなビジネスモデルの構築等を含む、民間事業者等の空き家対策のモデル的な取組を支援 【国土交通省】
---------------------------------------	---

<p>8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展</p>	<p>1 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 川上から川下までの事業者が連携した顔の見える木材を活用した構造材等の普及啓発の取組を支援 【令和5年度】実施件数：11件 【農林水産省】</p> <p>○ 住宅現場における働き方改革への対応や大工技能者の実態調査を踏まえた担い手確保等に向けた方策について検討するとともに、民間団体等が行う大工技能者等の確保・育成の取組に対して支援を実施 【国土交通省】</p> <p>○ 資材供給、設計、施工などの連携体制による、地域材を用いた省エネ性能等に優れた木造住宅（ZEH等）の整備等に対する支援を実施 【国土交通省】</p> <p>○ 和の住まいに関する各界有識者の声を盛り込んだ手引き書及び関係省庁施策を周知するとともに、和の住まいリレーシンポジウム等の普及活動を展開 【国土交通省】</p> <p>○ マンション管理におけるさらなるDXの推進のために必要なマンション標準管理規約の改正について検討を実施 【国土交通省】</p> <p>○ 住宅・建築分野における生産性向上に向けて、住宅・建築物の設計・施工・維持管理等に係る生産性向上に資する新技術・サービスの開発・実証等の取組に対して支援を実施 【令和5年度】住宅生産技術イノベーション促進事業の補助実績：6件 【国土交通省】</p> <p>○ 都市の木造化等に向けたCLT等の新たな製品・技術の開発・普及・設計者育成に対して支援 【令和5年度】実施件数24件、講習修了者等の人数3,722名 【農林水産省】</p>
------------------------------------	---

<p>8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境・ストック活用推進事業により、木造化に係る住宅・建築物の建築技術等に係るリーディングプロジェクトを広く公募し、支援 【令和5年度】サステナブル建築物等先導事業（木造先導型）採択件数：2件 【国土交通省】 ○ 中高層の木造建築物の設計に取り組みたいという設計者の技術力向上を図るため、設計支援情報を集約一元化して提供するとともに、設計者を育成する取組に対して支援 【国土交通省】 ○ 炭素貯蔵効果が期待できる木造の中高層住宅・非住宅建築物の普及に資する優良なプロジェクトを広く公募し、支援 【令和5年度】優良木造建築物等整備推進事業採択件数：24件 【国土交通省】 ○ マンション管理士制度の普及や管理に課題のあるマンション等への地方公共団体による専門家派遣の支援。 【令和5年度】マンション管理適正化再生推進事業：採択7件 【国土交通省】 ○ 住宅リフォーム事業者団体登録制度において、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を実施 【令和5年度】登録団体数：16団体 【国土交通省】 ○ 既存住宅状況調査技術者講習制度により、調査の担い手となる技術者を育成し、既存住宅流通市場の活性化を促進 【令和5年度】既存住宅状況調査技術者数：18,091人 【国土交通省】
------------------------------------	--

<p>8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展</p>	<p>2 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長</p> <p>(施策の実施状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅・建築分野における生産性向上に向けて、住宅・建築物の設計・施工・維持管理等に係る生産性向上に資する新技術・サービスの開発・実証等の取組に対して支援を実施 【令和5年度】住宅生産技術イノベーション促進事業の補助実績：6件 【国土交通省】 ○ 建築BIMの社会実装に向けたロードマップに基づき、施策の検討を進め、BIMの活用が進んでいない中小事業者等が建築BIMを活用する建築プロジェクトについて支援する「建築BIM加速化事業」を実施 【国土交通省】 ○ 赤外線装置を搭載したドローンを用いた建築物の定期調査における外壁の調査方法に関する告示改正内容等について周知 【国土交通省】 ○ マンション管理におけるさらなるDXの推進のために必要なマンション標準管理規約の改正について検討を実施 【国土交通省】 ○ サービス付き高齢者向け住宅へのIoT技術等の導入を行う改修事業について改修費補助を実施することにより促進 【国土交通省】 ○ 誰もが安心して暮らせる住環境整備の先導的な取組に対する補助において新たな技術やシステムの導入費用を補助することにより普及を促進 【国土交通省】 ○ スマート技術を活用した新たなサービスの実施に向け、幅広い世代のライフステージを想定したモデル住戸の整備を完了し、実証実験を実施 【国土交通省】
------------------------------------	--

	<p>その他分野横断的な施策</p> <p>(施策の実施状況)</p> <p>○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」を追加公表 【令和5年度】掲載品目数：計17種類3,473品目 【警察庁】</p> <p>○ 四半期毎の主要都市における高度利用地の地価動向などを公表 【令和5年度】年4回各80地区 【国土交通省】</p> <p>○ 令和6年1月1日時点における標準地の正常な価格を公示するとともに、HPを通じた情報提供を実施 【令和5年度】標準地26,000地点（※うち、福島第一原子力発電所の事故の影響により6地点で調査を休止） 【国土交通省】</p>
--	--

Ⅱ 令和5年度に講じた連携施策の実施状況

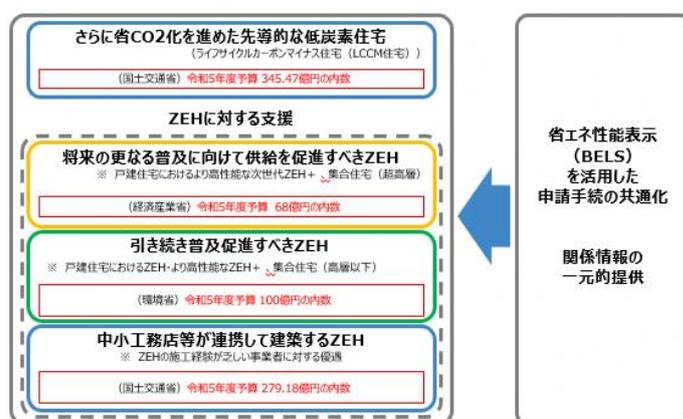
ZEHの導入支援

概要

2050年カーボンニュートラル実現に向けた住宅における省エネ・省CO₂化にあたって、関係省庁（経済産業省・国土交通省・環境省）が連携してZEH等に対する支援に取り組んだ。

三省連携によるZEH等の推進（補助事業の実施）

- 2050年カーボンニュートラル実現に向けた住宅における省エネ・省CO₂化にあたって、**関係省庁（経済産業省・国土交通省・環境省）**が連携してZEH等に対する支援に取り組んだところ。



住宅の省エネルギーフォームへの支援の強化

概要

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要があるため、国土交通省、経済産業省及び環境省は、住宅の省エネルギーフォームを支援する新たな補助制度を創設するとともに、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能（併用可）とする。

工事内容		事業名	補助対象	補助額
① 省エネ改修	1) 高断熱窓の設置※1,3	先進的窓リノベ事業	高性能の断熱窓 (熱貫流率(Uw値) 1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの)	リフォーム工事内容に応じて定める額(補助率1/2相当等) 上限200万円/戸
	2) 高効率給湯器の設置※2,3	給湯省エネ事業	高効率給湯器 ((a)家庭用燃料電池、(b)ヒートポンプ給湯機、(c)ハイブリッド給湯機)	定額 (a)15万、(b)(c)5万円
	3) 開口部・躯体等の省エネ改修工事※4	こどもエコすまい支援事業	開口部・躯体等の一定の断熱改修、エコ住宅設備(節湯水栓、高断熱浴槽等)の設置	リフォーム工事内容に応じて定める額 上限30万円/戸* *子育て世帯・若者夫婦世帯は、上限45万円/戸(既存住宅購入を伴う場合は60万円/戸) *安心R住宅の購入を伴う場合は、上限45万円/戸
②その他のリフォーム工事※4 (①1)～③のいずれかの工事を行った場合に限る)	住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等			

※1 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業等(経済産業省・環境省)による支援

※2 高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金(経済産業省)による支援

※3 補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降に契約を締結し、事業者登録後(こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、※1又は※2の事業の事務局開設日(令和4年12月16日)(開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日)以降)に着工したものに限り。

※4 こどもエコすまい支援事業(国土交通省)による支援。補正予算案閣議決定日(令和4年11月8日)以降にリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

基本的な施策 47 (経済産業省、環境省)

高性能建材の導入支援

概要

既存住宅の所有者等による断熱性能の優れた断熱材や窓等を用いた断熱改修に要した経費の一部を支援する。

<経済産業省事業>

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

資源エネルギー庁省エネルギー・
新エネルギー部省エネルギー課

令和5年度予算額 **68 億円 (81 億円)**

事業の内容
<p>事業目的</p> <p>大幅な省エネ実現と再エネの導入により、年間の一次エネルギー消費量の収支ゼロを目指した住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を中心に、民生部門の省エネ投資を促進することを目的とします。</p> <p>事業概要</p> <p>(1) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH：ゼッチ) の実証支援 需給一体型を目指したZEHモデル、次世代型のHEMSモデルや超高層の集合住宅におけるZEH化の実証等により、新たなモデルの実証を支援します。</p> <p>(2) ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB：ゼパ) の実証支援 ZEBの設計/ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物 (新築：1万m²以上、既築：2千m²以上) について、先進的な技術等の組み合わせによるZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ります。</p> <p>(3) 次世代省エネ建材の実証支援 既存住宅における消費者の多様なニーズに対応することで省エネ改修の促進が期待される工期短縮可能な高性能断熱材や、快適性向上にも資する蓄熱・調湿材等の次世代省エネ建材の効果の実証を支援します。</p>

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)
<p>補助 (定額)</p> <p>補助 ((1)戸建：定額、集合：2/3以内 (2)2/3 (3)1/2)</p> <p>国 → 民間企業等 → 民間企業等</p>

成果目標
<p>令和3年度から令和7年度までの5年間の事業であり、最終的には令和12年度 (2030年度) における省エネ見通し (約6,200万kWh削減) 達成に寄与します。</p> <p>令和12年度 (2030年度) 以降新築される住宅・建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指します。</p>

<環境省事業>

戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)

【令和6年度予算額 7,550百万円 (6,550百万円)】
【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内訳】

戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO₂化を支援します。

- 事業目的**
 - エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH (ゼッチ) の普及を促進し、高断熱化の促進、エネルギー一般消費量の削減にも資する。既存の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO₂化。
 - 2030年度以降の大規模住宅の導入については、新築される住宅等についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
 - 2030年度の断熱部門からのCO₂排出量削減 (2013年比) に貢献することを目的とする。
 - 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。
- 事業内容**

(1) 戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO₂化を支援するため、以下の補助を行う。

 - ①申請年度 (住宅・建築) において、ZEH等の交付要件を満たした住宅新築する者に対する定額補助：55万円/戸
 - ②100㎡以下の高層住宅、持家の効率的建築等により省エネ率の前年度基準率から超過した戸建住宅 (ZEH+) に対する定額補助：130万円/戸
 - ③上記①のZEH+のうち、断熱性能等級4以上の外断熱化に追加補助：25万円/戸等
 - ④上記①、②の申請年度のZEH、ZEH+化に加え、蓄熱システムを導入し、断熱性能に資する建材 (CLT (直交集成材)) を一定量以上使用し、又は先進的省エネ技術 (蓄熱システム) を導入し、蓄熱システム2万円/kWh (上乗せ2万円/戸) 等
 - ⑤既存戸建住宅の断熱リフォーム (蓄熱システム2万円/kWh (上乗せ2万円/戸) 等) 等
 - ⑥断熱リフォーム (蓄熱システム2万円/kWh (上乗せ2万円/戸) 等) 等

(2) 蓄熱システム (蓄熱システム) の導入補助 (上乗せ2万円/戸) 等

(3) 省エネ化の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う (費額)
- 事業スキーム**
 - 事業形態 間接補助事業/委託事業
 - 補助対象 委託先 住宅取得者等
 - 実施期間 令和3年度～令和7年度

お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

集合住宅の省CO₂化促進事業 (経済産業省連携事業)

【令和6年度予算額 3,450百万円 (3,450百万円)】
【令和5年度補正予算額 1,390百万円の内訳】

集合住宅の省エネ・省CO₂化、断熱リフォームを支援するとともに、災害時のレジリエンスを強化します。

- 事業目的**
 - エネルギーの自給自足により災害にも強く、ヒートショック対策にもなるZEH (ゼッチ) の普及を促進し、高断熱化の促進、エネルギー一般消費量の削減にも資する。既存の省エネ基準に適合しない既存住宅の断熱性能向上による省エネ・省CO₂化。
 - 2030年度以降の大規模住宅の導入については、新築される住宅等についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す。
 - 2030年度の断熱部門からのCO₂排出量削減 (2013年比) に貢献することを目的とする。
 - 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて脱炭素社会の推進。
- 事業内容**

(1) 集合住宅の省エネ・省CO₂化、高断熱化を支援するため、以下の補助を行う。

 - ①新築低層ZEH-M (3層以下) への定額補助：40万円/戸
 - ②新築中層ZEH-M (4、5層) への定額補助：補助率1/3以内
 - ③新築高層ZEH-M (6～20層) への定額補助：補助率1/3以内
 - ④上記に蓄熱システムを導入し、断熱性能に資する建材 (CLT (直交集成材)) を一定量以上使用し、先進的省エネ技術 (蓄熱システム) を導入し、蓄熱システム2万円/kWh (上乗せ2万円/戸) 等
 - ⑤既存集合住宅の断熱リフォーム (補助率1/3以内 (上乗せ15万円/戸) (5層以下) 等) 等
 - ⑥断熱リフォーム (補助率1/3以内 (上乗せ15万円/戸) 等) 等

(2) 断熱リフォーム (補助率1/3以内 (上乗せ15万円/戸) 等) 等

(3) 省エネ住宅の普及拡大に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う (費額)

※①②③について、水害等の災害に際しては断熱性能に配慮された断熱材、一定の優遇を行う。

※④⑤⑥について、補助対象事業者が断熱材・断熱材の調達・施工に断熱材を使用しない事項については、優遇対象外とする。

- 事業スキーム**
 - 事業形態 間接補助事業/委託事業
 - 補助対象 委託先 住宅取得者等
 - 実施期間 平成30年度～令和7年度

お問い合わせ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

先進的窓リノベ事業

概要

戸建住宅及び集合住宅において断熱窓への改修を行う者に対し、改修に係る費用の一部を支援する

令和4年度補正予算：1,000億円

先進的窓リノベ事業の概要

- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業：経済産業省
- ・断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業：環境省

1 制度の目的

既存住宅における熱損失が大きい窓の断熱性能を高めることにより、エネルギー価格高騰への対応（冷暖房費負担の軽減）や、2030年度の家庭部門からのCO2排出量約7割削減（2013年度比）への貢献、2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保への貢献を目的とします。

2 補助対象

高い断熱性能を持つ窓への改修に関する費用の1/2相当等を定額補助（上限200万円）（リフォーム事業者が申請し、住宅所有者等に全額還元）
※ 補正予算案閣議決定日（令和4年11月8日）以降に契約を締結し、事業者登録後（こどもみらい住宅支援事業の登録事業者は、事務局開設日（令和4年12月16日）（開設日以降に登録申請した場合は、その申請の日）以降）に着工したものに限る。

補助対象

窓のリフォーム工事

内窓設置

外窓交換

ガラス交換

高性能な断熱窓
(Uw値1.9以下等)
へのリフォーム

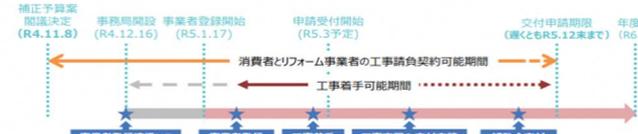


補助額の例

例：戸建住宅・低層集合住宅

グレード	窓までの区分			
	大 (2.8 m~)	中 (1.6 ~ 2.8m)	小 (1.6m未満)	
内窓設置	S S	124,000	84,000	53,000
	S	84,000	57,000	36,000
	A	69,000	47,000	30,000
外窓交換	SS	183,000	136,000	91,000
	S	124,000	92,000	62,000
	A	102,000	76,000	51,000

3 手続き



補正予算案閣議決定 (R4.11.8) ← 事務局開設 (R4.12.16) ← 事業者登録開始 (R5.1.17) ← 申請受付開始 (R5.3予定) ← 交付申請期間 (遡るとR5.12末まで) (R6.3) ← 年度末
 事業者登録済扱い※ ← 事業者登録 ← 工事着手 ← 工事完了&交付申請 ← 補助金交付

詳細はこちら（先進的窓リノベ事業 事務局HP）



<https://window-renovation.env.go.jp/>

※ 既にこどもみらい住宅支援事業（国交省）の事業者登録をしているリフォーム事業者は、今後所定の手続きを踏むことを前提に12月16日時点で事業者登録済扱いになり、工事着手が可能です。

46

基本的な施策 36、37 (国土交通省、厚生労働省)

居住支援協議会等活動支援事業

1. 目的

- ①国・地方それぞれにおいて、住宅・福祉部局の一体的・ワンストップ対応による公営住宅・セーフティネット登録住宅や、住居確保給付金等の生活困窮者自立支援、生活保護等に関する生活相談・支援体制の確保
- ②地方公共団体の住宅・福祉・再犯防止関係部局や、居住支援協議会、居住支援法人等が連携して、住宅確保要配慮者に対する入居時のマッチング・相談、入居中の見守り・緊急時対応や就労支援等の実施

2. 概要

居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等に対し補助を実施

居住支援協議会等活動支援事業(令和6年度当初)	
事業主体	住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会(都道府県・市区町村居住支援協議会、居住支援協議会設立準備会)、居住支援法人 等
補助対象事業	1. セミナー・勉強会等による制度の周知・普及 2. 地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備 3. 市区町村居住支援協議会立ち上げ支援 4. 入居前支援(相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等) 5. 入居中支援(見守りや生活相談、緊急時対応等) 6. 死亡・退去時支援(家財・遺品整理、死後事務委任等) 等
補助率	定額(国10/10)
補助限度額	・都道府県居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・市区町村居住支援協議会 ……上限5,000千円 ・居住支援協議会設立準備会 ……上限3,000千円 (複数自治体による共同設立の場合は上限3,500千円) ・居住支援法人 ……上限7,000千円 (スタートアップ加算該当の場合は上限7,500千円)

(参考) 令和6年度における主な新規施策

改正広域的地域活性化法 (5月公布)

1. 背景・目的

コロナ禍を経て、UIJ ターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要である。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい(仕事)」「コミュニティ」に関するハードルが存在している。

このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要である。

そこで、広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正することにより、二地域居住の促進を通じた広域的な地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図る。

2. 概要

広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律 国土交通省

※令和6年5月15日成立、公布日から6月以内で政令で定める日から施行

背景・必要性

○コロナ禍を経て、UIJターンを含めた若者・子育て世帯を中心とする二地域居住へのニーズが高まっていることから、地方への人の流れの創出・拡大の手段として、二地域居住の促進が重要。しかし、その促進に当たっては、「住まい」「なりわい」「仕事」「コミュニティ」に関するハードルが存在している。

○このため、二地域居住者向けの住宅、コワーキングスペース、交流施設等の整備や、市町村による地域の実情を踏まえた居住環境の整備の取組に対する制度的な支援が必要。

○そこで、**二地域居住の促進を通じた広域的な地域活性化のための基盤整備を一層推進し、地方への人の流れの創出・拡大を図る**ことが必要。

二地域居住者への関心

地方移住への関心(20代)

約3割

法線の概要

1【都道府県・市町村の連携】二地域居住者^{※1}促進のための市町村計画利便の創設

- 都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的な地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画(特定居住促進計画)を作成可能
- 特定居住促進計画には、地域における二地域居住に関する基本的な方針、拠点施設の整備に関する事項等を記載するものとし、当該計画に定められた事業の実施等について法律上の特別を措置(住居専用地域において二地域居住者向けのコワーキングスペースを開設しやすくなる等)
- 空き家活用・コワーキングスペース整備について支援<予章>
- 市町村は、都道府県に対し、二地域居住に係る拠点施設と重点地区をその内容に含む広域的な地域活性化基盤整備計画の作成について提案が可能

2【関係者の連携】二地域居住促進のための協議会制度の創設

- 市町村は、特定居住促進計画の作成等に関し必要な協議を行うため、当該市町村、都道府県、二地域居住等支援法人、地域住民、不動産会社、交通事業者、商工会議所、農協等を構成員とする**二地域居住等促進協議会**を創設可能

※1法律上は「特定居住者」

※2法律上は「特定居住者支援法人」

※3法律上は「特定居住促進協議会」

【目標】 二地域居住の促進により、地方への人の流れの創出・拡大を図る
 (KPD)の特定居住促進計画の作成数: 施行後5年間で累計1600件
 ②二地域居住等支援法人の指定数: 施行後5年間で累計1600法人

子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置

1. 背景・目的

住宅のハード面における子育ての不安や負担の軽減を図る観点から、子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置を創設することにより、子育てに対応した住宅へのリフォームを支援し、子育て世帯の居住環境の改善を図る。

2. 概要

子育て世帯等(「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」)が自己の所有する居住用の家屋について、一定の子育て対応リフォームを行った場合、当該工事に係る標準的な工事費用相当額の10%等をその年分の所得税額から控除する。

既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充・延長(所得税)

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置を2年間延長するとともに、こども・子育て政策の抜本的強化に向けて、「こどもまんなかまちづくり」を推進するため、子育てに対応した住宅へのリフォームに係る所得税の特例措置を新たに講じる。

施策の背景

- 2022年の出生数は約77万人と過去最低で、**少子化は危機的状況**。
- 子育てに対する不安や負担が大きいことが少子化の要因の一つであることを踏まえ、**住宅のハード面の性能向上により子育ての負担の軽減**を図る必要がある。

⇒ **子育てに対応した住宅へのリフォームを支援し、子育て世帯の居住環境を改善。**

経済財政運営と改革の基本方針2023(令和5年6月16日閣議決定)

- こども・子育て政策は**最も有効な未来への投資**であり、「こども未来戦略方針」に沿って、**政府を挙げて取組を抜本的強化し、少子化傾向を反転させる**。
- 子育てしやすい地方への移住や子育てを**住まいと周辺環境の観点**から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進する。

こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)

- …子育てに**やさしい住まいの拡充**を目指し、**住宅支援を強化**する。具体的には、…**既存の民間住宅ストックの活用を進める**。

要望の結果

① 現行の措置を2年間(令和6年1月1日～令和7年12月31日)延長する。

② **子育て世帯等^{※1}が子育てに対応した住宅へのリフォーム^{※2}を行う場合に、標準的な工事費用相当額の10%等^{※3}を所得税から控除する。(適用期限: 令和6年12月31日)**

与党大綱 R7年の措置について、R7年度税制改正にて同様の方向性で検討

対象工事	対象工事限度額	最大控除額(対象工事)	
耐震	250万円	25万円	
バリアフリー	200万円	20万円	
省エネ	250万円(350万円) ^{※4}	25万円(35万円) ^{※4}	
三世代同居	250万円	25万円	
長期優良住宅化	耐震+省エネ+耐久性	500万円(600万円) ^{※4}	50万円(60万円) ^{※4}
	耐震+省エネ+耐久性	250万円(350万円) ^{※4}	25万円(35万円) ^{※4}
子育て(拡充)		250万円	25万円

子育てに対応した住宅への
主なリフォームイメージ



転落防止の手すりの設置



可動式開仕の壁の設置



対面式キッチンへの交換



防音性の高い床への交換

※1 「19歳未満の子を有する世帯」又は「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」
 ※2 ①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・昇降・床の防音性を高める工事、⑥間取り変更工事(一定のものに限る。)
 ※3 対象工事の限度額超過分及びその他増設増設工事についても一定の範囲まで5%の控除控除 ※4 カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

フラット35子育てプラスの創設

1. 背景・目的

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、子育て世帯等への支援として、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）において、子育て世帯等が良質な住宅を取得する際の金利負担を軽減する方針が示されたことを受け、子育て世帯等を対象としたフラット35の金利引下げメニューを創設する。

2. 内容

- ・対象世帯
18歳未満のこどもを有する世帯（子育て世帯）又は夫婦のいずれかが40歳未満の世帯（若年夫婦世帯）
- ・金利引下げ
子育て世帯の場合 こども1人につき1ポイントを設定
若年夫婦世帯の場合 1ポイントを設定
※1ポイントは「0.25%（5年間）」に相当

金利引下げのパターン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
若年夫婦世帯またはこども1人の場合 	当初5年間	年▲0.25%
こども2人の場合 	当初5年間	年▲0.5%
こども3人の場合 	当初5年間	年▲0.75%
こどもN人の場合 	・・・	・・・

子育てエコホーム支援事業

1. 目的

エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯※による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年カーボンニュートラルの実現を図る。

※子育て世帯：18歳未満の子を有する世帯

若者夫婦世帯：夫婦のいずれかが39歳以下の世帯

2. 事業概要

高い省エネ性能を有する住宅の新築、一定のリフォームが対象(事業者が申請)

※経済対策閣議決定日(令和5年11月2日)以降に、新築は基礎工事より後の工程の工事に、リフォームはリフォーム工事に着手したものに限り(交付申請までに事業者登録が必要)。

子育て世帯・若者夫婦世帯による住宅の新築		住宅のリフォーム	
対象住宅	補助額	対象工事	補助額
①長期優良住宅 ②ZEH水準住宅 (強化外皮基準かつ再エネを 除く一次エネルギー消費量 ▲20%に適合するもの)	①100万円/戸 ② 80万円/戸 ただし、以下の①かつ②に該当する区域に立地している住宅は原則半額 ① 市街化調整区域 ② 土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)	① 住宅の省エネ改修 ② 住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等 (①の工事を行った場合に限る。)	リフォーム工事内容に応じて定める額※ ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限30万円/戸 ・その他の世帯 : 上限20万円/戸 ※子育て世帯・若者夫婦世帯が既存住宅購入を伴う場合は、上限60万円/戸 ※長期優良リフォームを行う場合は、 ・子育て世帯・若者夫婦世帯: 上限45万円/戸 ・その他の世帯: 上限30万円/戸

既存賃貸集合住宅の省エネ化支援

1. 目的

設置スペース等の都合から、ヒートポンプ給湯機等の導入が難しい既存賃貸集合住宅向けに、小型の省エネ型給湯器（エコジョーズ等）の導入を促進することにより、第6次エネルギー基本計画における家庭部門の計画省エネ量の達成に向けた取組を加速させるとともに、エネルギーコストの上昇に強い社会の構築につなげることを目的とする。

補助対象	エコジョーズ/エコフィール (潜熱回収型給湯器)
エネルギー源	都市ガス/LP/石油
特徴	従来型のガス給湯器では捨てられていた排気ガスの熱を再利用することで、より少ないガスの燃焼でお湯を沸き上げるもの。
価格 (機器+工事費)	20~35万円程度
補助額	追い焚き機能なし：5万円/台 追い焚き機能あり：7万円/台
その他条件	従来型給湯器からエコジョーズ等への取替に限る

令和5年度補正予算額：185億円



出所) ノーリツ

2. 事業概要

【既存賃貸集合住宅の省エネ化支援事業】